



佐賀県公報

平成20年
1月21日
(月曜日)
第 13007号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目 次

規 則

◎佐賀県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（一・まちづくり推進課）一

○グリーン・ロジスティクス・パーク鳥栖造成事業による造成敷地の予約譲受人の公募

（企業立地課）八

公布された規則のあらまし

○佐賀県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（規則第一号）

- 1 屋外広告業登録申請書ほか四様式について、九州各県（沖縄県を除く。）の共通様式とするため、所要の改正を行うこととした。（第一一号様式から第一二号の四様式関係）
- 2 この規則は、平成二〇年四月一日から施行することとした。
- 3 所要の経過措置を定めることとした。

○ 規 則

佐賀県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則
平成二十年一月二十一日

佐賀県知事 古川康

●佐賀県規則第一号

佐賀県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則
佐賀県屋外広告物条例施行規則（昭和三十九年佐賀県規則第六十九号）の一
部を次のように改正する。

第十一号様式から第十二号の四様式までを次のように改める。

第十一号様式(第9条関係)

(第1紙)

年 月 日

佐賀県知事 様

証紙欄

申請者住所

氏名

印

法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び
代表者の氏名

屋外広告業登録申請書

屋外広告業者の登録を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

登録の種類 新規 更新	※登録番号 ※登録年月日	屋外広告業登録 第 号 年 月 日		
		1 個人	2 法人	
法人・個人の別 フリガナ 商号又は氏名 (法人にあつては、商号又 は名称及び代表者の氏名)				
住 所	〒 (- - -)	電話 (- - -)		
1 管内において営業を行う営業所の名称及び所在地	営業所の名称	営業所の所在地(郵便番号)		電話番号
2 業務主任者の氏名及びその所属する営業所の名称	所属営業所名	業務主任者の氏名		摘要
3 法人である場合の役員(業務を執行する社員、取締役、代表者、執行役又はこれらに準ずる者)の職氏名	職	氏 名	職	氏 名
4 他の地方公共団体における登録状況	登録を受けた地方公共団体名	登録年月日		登録番号

(第2紙)

5 未成年者である場合の法定代理人の氏名及び住所	氏 名			
		〒 (- - -)		
	住 所	電話 (- - -)		
6 管内において営業を行う営業所が2以上ある場合の営業所の名称及び所在地並びに業務主任者の氏名及びその所属する営業所の名称	営業所2	営業所の名称	営業所の所在地(郵便番号)	電話番号
	営業所3	所属営業所名	業務主任者の氏名	摘要
	営業所4	営業所の名称	営業所の所在地(郵便番号)	電話番号
		所属営業所名	業務主任者の氏名	摘要

注 1 ※印のある欄には初回登録の場合、記入しないこと。

- 2 「新規 更新」及び「法人・個人の別」については、該当するものに○を付すこと。
- 3 摘要欄には、屋外広告士、講習会修了者その他の業務主任者の要件を満たす資格を記入すること。
- 4 次の書面を添付すること。
 - イ 申請者（未成年者にあつては、その法定代理人を含む。）が登録拒否の要件に該当しない旨の誓約書
 - ロ 法人にあつては、その役員が登録拒否の要件に該当しない旨の誓約書
 - ハ 業務主任者がその資格に適合することを証する書面
- 二 業務主任者が在籍していることを証する書面（健康保険被保険者証の写し等）
- ホ 登録申請者（法人にあつてはその役員をいい、未成年者にあつてはその法定代理人を含む。）の略歴書
- ヘ 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては住民票の写し（いずれも3か月以内に発行されたもの）
- 5 この申請書の各欄に記入できないものは、別紙に記入のうえ添付すること。
- 6 申請書の記載が第1紙で完了する場合は、第2紙は提出する必要がないこと。
- 7 管内において営業を行う営業所が2以上ある場合は、第2紙を利用することができます。
- 8 氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。（個人の場合に限る。）
- 9 この申請書の様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、申請のあて先を書き換えていただければ、九州各県の申請書様式として利用できます。

第十二号様式(第9条関係)

佐賀県知事 様

誓 約 書

登録申請者

本人		は、屋外広告物条例に定める登録拒否の要件に該当しない者であ
法人の役員		
法定代理人		

ることを誓約します。

年 月 日

申請者

印

- 注 1 「本人 法人の役員 法定代理人」は、該当するものを○で囲むこと。
2 氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。(個人の場合に限る。)
3 この誓約書の様式は、九州各県(沖縄県を除く。以下同じ。)の共通様式ですので、申請のあて先を書き換えていただければ、九州各県の誓約書様式として利用できます。

第十二号の二様式(第9条関係)

登録申請者 本人
法人の役員
法定代理人 の略歴書

現住所	〒(- - -)		
	電話(- - -)		
氏名(法人にあつては、役員の氏名)		生年 月日	年月日
略歴	期間 自 年 月 日 至 年 月 日	職務内容又は業務内容	
賞罰等	年 月 日	賞罰等の内容	
上記のとおり相違ありません。 年 月 日			
氏名			印

- 注 1 「本人 法人の役員 法定代理人」は、該当するものを○で囲むこと。
- 2 「職務内容又は業務内容」は、屋外広告業に係る職務内容又は業務内容をすべて記載すること。
- 3 「賞罰等」は、屋外広告物法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられた経験及び屋外広告物業の取消し及び営業停止に係る処分を受けた経験(役員としての経験を含む。)について記入すること。
- 4 氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。
- 5 この略歴書の様式は、九州各県(沖縄県を除く。以下同じ。)の共通様式ですので、九州各県の略歴書様式として利用できます。

第十二号の三様式（第9条の3関係）

年　月　日

佐賀県知事　　様

届出者　住　所

氏　名

印

法人にあつては主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名

屋外広告業登録事項変更届出書

屋外広告業の登録事項に変更が生じたので、次のとおり届け出ます。

登　　録　　番　　号	屋外広告業登録　第　　号		
登　　録　　年　　月　　日	年　　月　　日		
変　　更　　に　　係　　る　　事　　項	変更前	変更後	変更年月日
1 商号、名称又は氏名			
2 住所			
3 営業所の名称又は所在地			
4 役員の氏名			
5 法定代理人の氏名又は住所			
6 業務主任者の氏名又はその所属営業所			

- 注 1 変更に係る事項については、該当するものを○で囲むこと。
- 2 変更に係る事項が次のいずれかに該当するときは、当該事項に該当する書類を添付すること。
- (1) 商号、名称若しくは氏名又は住所の変更 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては住民票の写し
 - (2) 営業所の名称又は所在地の変更 登記事項証明書（商業登記の変更を必要とする場合に限る。）
 - (3) 法人の役員の変更 登記事項証明書並びに誓約書及び略歴書
 - (4) 法人の役員の氏名の変更 氏名の変更が確認できる書類
 - (5) 法定代理人の変更 誓約書、略歴書及び住民票の写し
 - (6) 業務主任者の変更 資格等を証明するもの（写し可）、在籍証明書
- 3 氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。（個人の場合に限る。）
- 4 この届出書の様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、届出のあて先を書き換えていただければ、九州各県の届出書様式として利用できます。

第十二号の四様式(第9条の4関係)

年 月 日

佐賀県知事 様

届出者 住 所

氏 名

(印)

法人にあつては主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名

屋外広告業廃業等届出書

屋外広告業の廃業等となりましたので、次のとおり届け出ます。

登録番号	屋外広告業登録 第号
登録年月日	年 月 日
屋外広告業者の住所及び 氏名 〔法人にあつては名称〕 〔及び代表者の氏名〕	住 所 氏 名 (名称)
届出理由	1 死亡 2 消滅 3 破産 4 解散 5 廃止
届出理由の生じた日	年 月 日
屋外広告業者と届出人と の関係	1 相続人 2 元代表役員 3 破産管財人 4 清算人 5 本人

注 1 「届出の理由」及び「屋外広告業者と届出人との関係」については、該当する番号を○で囲むこと。

2 氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。(個人の場合に限る。)

3 この届出書の様式は、九州各県(沖縄県を除く。以下同じ。)の共通様式ですので、届出のあて先を書き換えていただければ、九州各県の届出書様式として利用できます。

陸 督
(施行期日)
この規則は、平成二十年四月一日から施行する。
(経過措置)

2

この規則による改正前の佐賀県屋外広告物条例施行規則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する限り、使用することができる。

○ 公 告

グリーン・ロジスティクス・パーク鳥栖(鳥栖流通業務団地)造成事業による造成敷地の予約譲受人を次のとおり公募します。

平成20年1月21日

佐賀県知事 古 川 康

1 予約譲受人の資格 次の要件を満たす者であること

- (1) 分譲用地において、自ら流通業務施設を経営しようとする者
- (2) 流通業務施設の建設及び経営に必要な資力及び信用を有する者
- (3) 譲渡の対価の支払能力がある者
- (4) 土地引渡し日又は土地使用貸借開始日から概ね2年以内に流通業務施設を建設し操業を開始できる者

2 造成敷地の所在地

鳥栖市幡崎町及び飯田町

3 造成敷地の用途

流通業務施設の建設用地

4 分譲面積及び分譲単価

街区	区画番号	分譲面積(暫定)	1平方メートル当たり分譲単価
	①	5,100m ²	31,300円

3	②	12,400m ²	26,500円
5	③	6,900m ²	24,500円
12	①	13,100m ²	30,700円
		7,800m ²	31,100円

5 申込受付期間

平成20年2月4日(月)から2月8日(金)まで
なお、申込受付期間内に申込みがなかつた場合は、随時申込みを受け付けます。

6 その他

詳細については、佐賀県農林水産商工本部企業立地課 企業誘致担当(電話0952-25-7097(直通))にお問い合わせください。